

恵海著「高度金融商品による詐欺を防げ」大機小機 日本経済新聞 2010年10月6日朝刊を読む

1. (1) 金融危機のピークであったリーマン破綻から2年が経過した。

(2) 大きな課題として残されていたマクロおよびミクロの信用秩序確立(ブルーデンス)については、欧州連合(EU)、米国ともに新機関が設立され、体制整備が進んでいる。
2. (1) EUでは加盟各国の銀行、保険・年金、証券の各監督機関を統合し、EU全体をカバーする委員会が設置された。

(2) さらに、それらの上部に連鎖破綻(システミック)リスクを監視・防止する理事会(ESRB)も設立されている。
3. (1) 米国でも金融規制改革法が成立し、マクロブルーデンスに責任を負う評議会(FSOC)が設立された。

(2) さらに、デリバティブ(金融派生商品)規制、証券化・格付け会社の監督、米連邦預金保険公社(FDIC)改革などに関し法律の整備が進んでいる。
4. 自己資本比率規制の強化についても、バーゼル委員会での議論が進み、狭義の中核的自己資本比率を7%以上とすることで大枠の合意が形成される見込みとなっている。
5. しかし、このようにマクロブルーデンス面でシステミックリスク対策が整備され、ミクロ面でも各種の施策が実行に移されても、市場の信頼性や安定性が十分に確保され公器としての市場が公正・効率的に機能する保証はない。
6. (1) 市場参加者である金融機関やその職員が高度金融商品や複雑な取引を駆使して意図的に詐欺類似行為を働き、しかも当局の取り締まりが不十分な場合、市場への信頼が失われる。

(2) 巨額損失が突発的に生じる場合にはシステミックリスクの可能性も高まる。
7. 米証券取引委員会(SEC)は今年4月、ゴールドマン・サックスの事例でディスクロージャー(情報開示)違反に加え、意図的な詐欺行為でも訴訟を提起した。

8 . 東京市場でも「CDS インデクス債」という極めて変動率の高い債券を、その危険性に関し十分に説明せず、安定度の高い担保適格債と偽り負債のオフバランス取引を推奨し、結果として巨額の損失を発生させた事例が存在する。

9 . (1) 今回の金融危機では、高度金融商品やデリバティブの絡む複雑な取引を駆使した詐欺類似行為が、世界各地の市場やクロスボーダー取引で多発していた可能性が指摘され、訴訟となっているのは氷山の一角ともいわれる。

(2) 公器としての市場の信頼性確立のために、各国当局や自主規制機関による厳正な措置が期待されている。

[コメント]

資本主義経済の暴走と言ってもよい高度金融商品による詐欺行為防止のための枠組みが、EUと米国でもできつつある。これに加えて、厳しい各国政府や自主規制機関の措置が実施されることが大切との恵海氏の指摘は、正に当を得たものと高く評価される。

- 2010年10月6日林 明夫記 -